

○三浦市老人福祉保健センター条例施行規則（平成18年9月29日三浦市規則第31号）

○三浦市老人福祉保健センター条例施行規則

平成18年9月29日三浦市規則第31号

改正

平成20年11月11日三浦市規則第39号

三浦市老人福祉保健センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、三浦市老人福祉保健センター条例（平成18年三浦市条例第32号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者指定申請書等）

第2条 条例第4条に規定する申請書は、三浦市老人福祉保健センター指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

2 条例第4条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 指定管理業務の事業計画書及び収支予算書
- （2） 定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書
- （3） 市長が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- （4） 市長が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- （5） 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の公募の公告）

第3条 市長は、指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 指定管理者を公募する施設の名称及び位置
- （2） 指定の期間
- （3） 指定管理業務の範囲及び管理の基準
- （4） 指定管理者の指定の基準
- （5） 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- （6） 申請書の受付期間及び受付場所
- （7） その他必要な事項

（利用許可の申請）

第4条 条例第12条第1項の規定により三浦市老人福祉保健センター（以下「福祉保健センター」という。）の利用許可を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

（利用許可事項の変更申請）

第5条 条例第12条第1項の規定により利用許可事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

（守るべき事項）

第6条 福祉保健センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- （2） 許可されたもの以外の施設、付属設備、器具等を利用しないこと。
- （3） 許可を受けずに壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- （4） 許可を受けずに火気を使用しないこと。
- （5） 許可を受けずに寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- （6） 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- （7） 利用を終了したときは、係員の点検を受けること。
- （8） 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （9） 係員の指示に従うこと。

（利用料金の承認の申請）

第7条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（損壊の届出）

第8条 福祉保健センターの施設又は設備を故意又は過失により損壊又は滅失させた者は、速やかにその

旨を指定管理者に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、福祉保健センターの管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

(三浦市老人福祉保健センター条例施行規則の廃止)

2 三浦市老人福祉保健センター条例施行規則（昭和57年三浦市規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成20年11月11日三浦市規則第39号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）